

教育研究等環境の整備に関する方針

平成31年4月1日制定

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念の実現を目的に、教育・研究の拠点としてふさわしいキャンパス施設・整備の充実をはかるため、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定めます。

1. 教育研究環境の整備

- 1) 老朽化した校舎の改築・改修や施設・設備の整備を計画的に進め、教育研究等環境の向上を図ります。
- 2) 省エネルギーに配慮して施設・設備の機能性の拡充を図り、環境にやさしいキャンパス構築を推進します。
- 3) 学生の学修および教員の教育研究活動を推進するため、学生および教員が安心して施設・設備を利用できるよう安全性を確保し、定期的な保守点検による適切な維持管理を実施します。
- 4) 学生の主体的学修を促進するための環境整備を推進します。
- 5) 特色ある研究を推進し、研究資金を獲得するための環境を整備します。

2. 図書館の整備

- 1) 各専門領域の教員より構成された図書選定委員会による選書を主軸とし、多角的視点による蔵書構築を推進します。
- 2) 多様化する情報資源の中から研究・教育の活性化に必要な電子リソースを精査し、積極的な導入に努めます。

3. 情報環境の整備

- 1) 教育・研究・診療・大学運営等に資するため、学内情報ネットワークの有効性及び効率性、信頼性、可能性、機密性の向上に努め、ICT の発展に対応する環境構築を推進します。
- 2) 高いレベルの情報セキュリティを維持するとともに、利用者に対する情報セキュリティの重要性に係る啓発を推進します。